

一項の規定によるほか、電話その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

一 第二条第一号に該当する事故（旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（以下「旅客自動車運送事業者等」という。）が使用する自動車を引き起こしたものに限り。）

二 第二条第三号に該当する事故であつて次に掲げるもの
イ 二人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車を引き起こした事故にあつては、一人）以上の死者を生じたもの
ロ 五人以上の重傷者を生じたもの

ハ 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの
三 第二条第四号に該当する事故
四 第二条第五号に該当する事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限り。）

五 第二条第八号に該当する事故（酒気帯び運転があつたものに限り。）
2 前条第三項の規定は、前項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長が速報を受けた場合について準用する。

3 第一項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、同項各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は当該指定都道府県等の長の指示があつたときは、当該指定都道府県等の長に速報するものとする。
（事故警報）

第五条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基づき必要があると認めるときは、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車特定整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年三月二日運輸省令第一三三三）

この省令は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、昭和三十一年七月一日から施行する。

1 附則（昭和三十八年四月二日運輸省令第二二二二）抄
この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附則（昭和三十八年一〇月二日運輸省令第五〇〇）
この省令は、昭和三十八年十月十五日から施行する。

附則（昭和三十九年七月二日運輸省令第五二二二）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十五年一月二二日運輸省令第四〇四）

1 この省令は、昭和五十六年一月一日から施行する。
2 この省令の施行前に生じた事故に関する報告については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八八）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長

北海道運輸局長

東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）

東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る）及び新潟海運監理部長

関東海運局長

東海海運局長

近畿海運局長

中国海運局長

四国海運局長

九州海運局長

神戸海運局長

札幌海運局長

仙台海運局長

新潟海運局長

東京海運局長

名古屋海運局長

大阪海運局長

広島海運局長

高松海運局長

福岡海運局長

九州海運局長

九州海運局長

九州海運局長

九州海運局長

九州海運局長

九州海運局長

九州海運局長

九州海運局長

附則（昭和六〇年二月五日運輸省令第五五）抄

1 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十年四月一日）から施行する。

（経過措置）

4 この省令による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書並びに自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第一号様式又は第二号様式による新規登録申請書・新規検査申請書・自動車検査証交付申請書、第三号様式による変更登録申請書、移転登録申請書又は更正登録申請書、自動車検査証記入申請書、自動車登録番号標交付申請書、第四号様式による変更登録申請書、移転登録申請書又は更正登録申請書、自動車検査証記入申請書、自動車登録番号標交付申請書、第五号様式によるまっ消登録申請書、第六号様式による登録事項等証明書交付請求書、自動車検査証再交付申請書、第七号様式による登録事項等証明書交付請求書、第八号様式による自動車登録番号標交付申請書、第九号様式による抵当権登録申請書（その一）・登録嘱託書、第十号様式による継続検査申請書・臨時検査申請書又は分解整備検査申請書及び第十三号様式による備考欄補助シート・自動車検査証記入申請書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、

当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（昭和六二年三月二六日運輸省令第二七〇）抄

附則（昭和六二年三月二六日運輸省令第二七〇）抄

附則（昭和六二年三月二六日運輸省令第二七〇）抄

附則（昭和六二年三月二六日運輸省令第二七〇）抄

附則（昭和六二年三月二六日運輸省令第二七〇）抄

附則（昭和六二年三月二六日運輸省令第二七〇）抄

1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年二月二七日運輸省令第五号) 抄

第一条 この省令は、平成元年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、同条の規定による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則 (平成元年三月一七日運輸省令第六号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則 (平成二年一月二九日運輸省令第三一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。

附則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一二二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成八年一月五日運輸省令第五七号)

(施行期日)

1 この省令は、平成九年一月一日から施行する。ただし、別記様式(注)(8)3の改正規定は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に生じた事故に関する報告については、なお従前の例による。

附則 (平成九年二月一五日運輸省令第八一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附則 (平成二二年一月二九日運輸省令第三九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の船員法施行規則第十七号書式による災害補償審査(仲裁)申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先免状再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験/第一次/第二次/受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定期則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第四号)別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項(海技免状)訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士(航海)・海技士(機関)・海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格に係る海技従事者国家試験申請書(一)、第十一号様式そ

の二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者納付書並びに第十六号様式(承認証)訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行者登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行者代理業者登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則 (平成二三年四月二〇日国土交通省令第八八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十三年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に生じた事故に関する報告については、なお従前の例による。

附則 (平成二三年七月二一日国土交通省令第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年二月一日)から施行する。

附則 (平成二四年六月二八日国土交通省令第七九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則 (平成二五年一月二〇日国土交通省令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成二五年九月二六日国土交通省令第九五号)

1 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成二七年一月二六日国土交通省令第三号)

この省令は、平成十七年二月一日から施行する。

附則 (平成二八年四月一四日国土交通省令第五五号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、この省令による改正後の自動車事故報告規則別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一八年九月七日国土交通省令第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月二六日国土交通省令第一七号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月二九日国土交通省令第六六号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の自動車事故報告規則別記様式(以下「旧様式」という。)による自動車事故報告書は、この省令による改正後の自動車事故報告規則別記様式(以下「新様式」という。)にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なおこれを使用することができる。この場合において、新様式(裏)中運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等の欄に記載すべき事項は、旧様式の空欄に記載するものとする。

附 則 (平成二二年一月二〇日国土交通省令第六五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に生じた事故に関する報告については、なお従前の例による。
2 この省令による改正前の自動車事故報告規則別記様式(以下「旧様式」という。)による自動車事故報告書は、この省令による改正後の自動車事故報告規則別記様式(以下「新様式」という。)にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、新様式(裏)中事故の種類欄に記載すべき事項のうち区分及び発生順については、旧様式(表)中当時の状況の欄に、当該区分及び発生順を明らかにして記載するものとする。

附 則 (平成二四年三月三〇日国土交通省令第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

(自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前に生じた事故に関する報告については、第一条の規定による改正後の自動車事故報告規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年一月三〇日国土交通省令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前に生じた事故に関する報告については、第三条の規定による改正後の自動車事故報告規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正前の自動車事故報告規則別記様式(以下「旧様式」という。)による自動車事故報告書は、同条の規定による改正後の自動車事故報告規則別記様式(以下「新様式」という。)にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、新様式に記載すべき宛名は、旧様式を適宜修正してこれに記載するものとする。

附 則 (平成三〇年一月四日国土交通省令第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年一月四日)から施行する。

(自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、同条の規定による改正後の自動車事故報告規則別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成三〇年二月二六日国土交通省令第九〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日(平成三十一年九月一日)から施行する。

(自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第四条の規定による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、同条の規定による改正後の自動車事故報告規則別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年二月六日国土交通省令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日国土交通省令第二〇号)

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和四年九月七日国土交通省令第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日国土交通省令第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、特定自動運行旅客運送又は特定自動運行貨物運送を行った場合における事故に関する報告書を提出する場合を除き、第二条の規定による改正後の自動車事故報告規則別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

- (注) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
- なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第1号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
- 1 転落 当該自動車は道路において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は乗員の火災が発生したとき。
 - 5 墮落 当該自動車は橋脚において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家畜その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第9号に該当する事故
 - 9 車内 乗務員構成又は乗員の座を囲むる乗員の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 睡眠状態 第2条第9号に該当する事故
 - 12 疲労状態 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種以上の事故が生じたときは、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の区間」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
- ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査票に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって発生時に当該自動車に積載していたものをいう。
- 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R1 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - 6 又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 7 毒物 刑法第201条第1項に規定する毒物又は劇物
 - 8 毒物 刑法第201条第1項に規定する毒物又は劇物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
- 1 期限外許可 道路運送法附則の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イネーカーカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「積載」の欄の「自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道と、「2 その他」の欄は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (15) 「道路の形状」の欄の「交差」は、当該自動車前方メートル以内で交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和17年法律第230号）第3条の規定による旅行業者若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス配業者の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス配業者の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の事業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の間に搬送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (20) 「運送形態」の欄の「2その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (21) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路運送法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (22) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断実施場所」は、「最寄りの交通年月日」に変化した受診場所（又は交通機関）を具体的に記入すること。
- (23) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動車運行保員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (24) 「運行管理者」は、事故について最も責任があると考えられる運行管理者のことである。
- (25) 「総括運行管理者」とは、貨物自動車運送事業運輸規則（昭和33年運輸省令第44号）第46条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。